**3か月以内に相続放棄の申述をできなかった事情説明書**

被相続人甲野一郎（平成○年○月○日死亡）のは私の父です。

私が幼少の頃に父母が離婚して私は母に引き取られたため、父の生前私と父がかかわることはほとんどありませんでした。

また死亡時、父は生活保護を受けて１人暮らしをしており、賃貸住宅に居住していて室内にも財産らしいものは全く残されていませんでした。

お葬式も、役所の方で火葬にして頂きました。

また、部屋の中に債務に関する書類はありませんでした。そこで、被相続人には金銭的価値のある財産も負債も全くないと判断し、相続放棄をする必要があるとは全く考えていませんでした。

ところが、平成○年○月○日、突然サービサーから債務の支払い請求書が届きました。

このような事情があり、私には父に遺産や借金があるとは到底考えられませんでした。

相続放棄の期間の起算点である「自己のために相続の開始があったことを知った時」は、サービサーから通知書を受けとった平成○年○月○日です。現在まだそこから3か月が経過していませんので、相続放棄の申述を受理していただきたく、お願い申し上げます。